

令和5年12月15日

小郡市新体育館建設基本設計及びアリーナ棟建設設計監理業務委託公募型プロポーザル
参加表明書等に関する質問への回答

No	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 P.3 5 参加資格要件 (1) 参加資格 ⑨	同種体育施設屋内プールの実績について、世界大会等で既存建物に設置した仮設プールの設計業務は、実績に記載しても宜しいでしょうか。	今回は、新築又は改築若しくは増築に関する業務のみを実績として認めますので、既存建物に設置した仮設プールの設計業務は、実績として認めません。
2	実施要領 P.3 5 参加資格要件 (1) 参加資格 ⑨	「基本設計又は実施設計に関する業務を元請（共同企業体の場合は、設計業務の代表企業）として、履行が完了した実績」とありますが、基本設計・実施設計一式業務のうち、基本設計のみ履行完了した業務は実績に含まれますか。	「基本設計のみ」の実績として良いです。履行完了が証明できる発注者発行の証明できる書類や、基本設計報告書（抜粋）等の成果物を提出してください。
3	実施要領 P.3 5 参加資格要件 (2) 配置予定技術者の資格等 ⑥	配置予定技術者において、構造・電気設備・機械設備の主任技術者を協力事務所とすることは可能でしょうか？	本業務は、「全ての配置予定技術者は、参加者と直接的雇用関係がある者」としておりますので、協力事務所は不可とします。
4	実施要領 P.4 5 参加資格要件 (2) 配置予定技術者の資格等 ②	参加表明書等作成要領には、管理技術者・各技術者の実績は「共同企業体の場合は代表構成員による履行実績のみ」と記載があります。実施要領と作成要領は、どちらが正しいでしょうか。	作成要領を正としてください。

No	該当箇所	質問事項	回答
5	実施要領 P.4 5 参加資格要件 (2) 配置予定技術者の資格等 ⑤	設備一級建築士又は建築設備士の資格を有する者とありますが、評価要領「配置予定技術者の資格及び技術力等」の評価項目では、実務経験年数と業務実績件数のみでの評価とし、資格差での評価点数差は無いと考えて宜しいでしょうか。	見解のとおりです。
6	実施要領 P.8 9 技術提案書等 (1) 技術提案書等の作成上の基本事項 ①	「簡潔な提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない」とありますが、視覚的表現は、国交省の規定「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月全国営繕主管課長会議）」に従うと考えて宜しいでしょうか。	見解のとおりです。
7	評価要領 P.1 1 一次審査 (2) 評価基準	評価点について最低基準点の確認を行いたいのので、各評価項目の配点内訳をお示しいただけませんでしょうか。（経験年数の違いによる配点内訳、各項目の同種業務の場合と類似業務の場合の違いによる配点内訳など）	配点内訳は提示できません。 評価要領に記載している評価の着目点や判断基準を参照してください。
8	評価要領 P.2 1 一次審査 (2) 評価基準 ※2 類似業務	「公共施設」とは、国・県・地方自治体・独立行政法人など公的な機関から発注された施設と捉えて宜しいでしょうか？	見解のとおりです。
9	参加表明書等作成要領 P.1 (2) 設計事務所の概要・業務実績 ②	公営競技施設（ボートレース場、競馬場など）も体育施設に該当すると考えて宜しいでしょうか。	見解のとおりです。

No	該当箇所	質問事項	回答
10	参加表明書等作成要領 P.1 2 参加表明書等の作成と留意事項 (2) 設計事務所の概要・業務実績 ①	会社概要の作成時の社員数と現在の社員数に増減が生じます。資格者数も重複して記載しておりますが、会社概要を添付で宜しいでしょうか。	見解のとおりです。ただし、様式第2号に参加表明書等提出時点の社員数及び資格者数を記載してください。
11	参加表明書等作成要領 P.2 (3) 配置予定技術者調書 「・・・実績が確認できる書類を添付すること。～中略」	配置予定技術者の実績が前職での実績となる場合、実績当時の①所属企業名、②業務名、③立場、④発注者（自治体）担当部署を記載の上、参加表明者の代表者印を押印することで履行実績として認められると考えて宜しいでしょうか。またその際の実績が確認できる書類として、新聞・雑誌等のメディア記載の資料を添付することで宜しいでしょうか。	見解のとおりです。。
12	特記仕様書 P.3 4 設計と条件 (2) 施設の条件 ⑤	「アリーナ棟と多目的棟は、活用財源が異なるため別棟とすること。」とありますが、建築基準法上別棟である必要がありますか。エキスパンションジョイントによる構造上別棟で宜しいでしょうか。	建築基準法上の別棟とし、エキスパンションジョイントによる構造上別棟は不可とします。
13	特記仕様書 P.3 4 設計と条件 (3) 外構（敷地全体）の条件 参考資料4 現況配置図	「隣接する三井消防署との境界部分については、相互利用のため、外構仕上に一部制限あり。」とありますが、外構仕上の制限内容と、どのような相互利用を想定されているかを教えていただけますでしょうか。	当該範囲を、消防操法大会の会場及び訓練場として利用する想定のため、操法大会に支障が生じる区画線や構造物等の設置が出来ないなどの制限がかかる見込みです。ただし、詳細については、本業務の中で関係機関と協議のうえ決定するものとします。

No.	該当箇所	質問事項	回答
14	参考資料4 現況配置図	「参考資料4 現況配置図」のCADデータをご貸与いただくことは可能でしょうか。	別添「現況配置図CADデータ」をご参照ください。